

2025年1月7日

会員各位

一般社団法人福岡市薬剤師会
医療保険委員会
常務理事 吉野 禎治

福岡県薬剤師会を通して日本薬剤師会から、下記文書が届きましたのでお知らせします。

- ◇ 今回の対象者：すべての保険薬局
- ◇ 12月25日の中央社会保険医療協議会総会において、薬価基準の中間年改定の年に行う期中の診療報酬改定の見直し案が示されました。
- ◇ 調剤報酬については、令和6年10月1日から長期収載品の選定療養が施行され、患者への説明など保険薬局の業務負担が更に増加していること等を踏まえ、特定薬剤管理指導加算3ロの評価の見直し（5点→10点（+5点））が提案され、了承されました。
- ◇ 当該見直しに係る諮問・答申は、年明けの中央社会保険医療協議会において、行われることとなります。（施行時期は令和7年4月の予定）
- ◇ 令和7年度予算に係る大臣折衝を受けて、日本薬剤師会から令和7年度薬価改定および期中の診療報酬改定についてのコメントが公表されましたので併せてお知らせします。

※別添資料は、福岡市薬剤師会のホームページに掲載しています。

<https://www.fpa.gr.jp/kaiin/101989/>

（令和6年12月25日付 日薬業発第356号）

中間年改定の年に行う期中の診療報酬改定について（情報提供）

平素より、本会会務の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の中央社会保険医療協議会総会において、薬価基準の中間年改定の年に行う期中の診療報酬改定として、内科・歯科・調剤における見直し案がそれぞれ示されました。

調剤報酬については、令和6年10月1日から長期収載品の選定療養が施行され、患者への説明など保険薬局の業務負担が更に増加していること等を踏まえ、特定薬剤管理指導加算3ロの評価の見直し（5点→10点（+5点））が提案され、了承されました。

当該見直しに係る諮問・答申は、年明けの中央社会保険医療協議会において、行われることとなります（施行時期は令和7年4月の予定）。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

（別添）

1. 中間年改定の年に行う期中の診療報酬改定について（抄）
2. 大臣折衝事項（抄）

（令和6年12月25日開催 中央社会保険医療協議会総会資料）